

## 計画の基本的な考え方

### ○計画の改定にあたって

- ・都は、都民の消費生活の安定と向上を図るため、昭和50(1975)年10月に、東京都消費生活条例にいち早く消費者の権利の確立を明確に定めるとともに、平成9(1997)年2月に「東京都消費生活基本計画」を策定し、国に先駆けて消費生活行政を総合的に推進してきた。
- ・その後、平成20(2008)年8月と平成25(2013)年3月に基本計画を改定し、計画期間を5年間として取り組んできた。
- ・国では、平成21(2009)年9月に消費者庁及び消費者委員会が設置され、消費者行政の一元化が行われた。
- ・平成24(2012)年12月に消費者教育の推進に関する法律(以下「消費者教育推進法」という。)が施行され、平成25(2013)年6月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的方針」を踏まえ、都では、同年8月に「東京都消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育を推進してきた。

### ○計画の性格

- ・この計画は、東京都の消費生活に関連する施策・事業を、「消費者の視点」に立って、計画的、総合的に推進していくための基本指針とする。

### ○計画の位置付け

- ・本計画は、条例第43条に基づく基本計画及び消費者教育推進法第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画を合わせた、都における消費生活に関する総合的・基本的計画として一体的に策定する。

### ○計画期間

- ・平成30年度から平成34年度までの5年間とする。
- ・その上で、新たな消費者問題の発生などの状況変化や国の動向を踏まえ、必要がある場合には、この計画に新たな内容を盛り込み、又は見直しを行う。

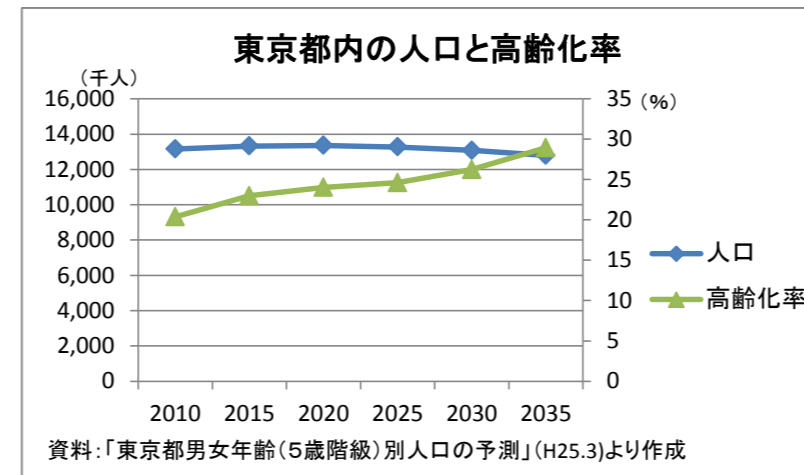
### ○計画の実効性の確保

- ・都は、毎年度当初に、各施策・事業について、具体的な数値を含め、審議会に報告する。
- ・審議会は、都民にどれだけ役に立ったかという視点から事業実績を確認・評価して、都に対して意見を述べる。
- ・都は、これらを尊重し、施策・事業に反映する。
- ・また、必要がある場合は、審議会の意見を聴いた上で、計画の見直しを行う。

## 現状に対する基本認識

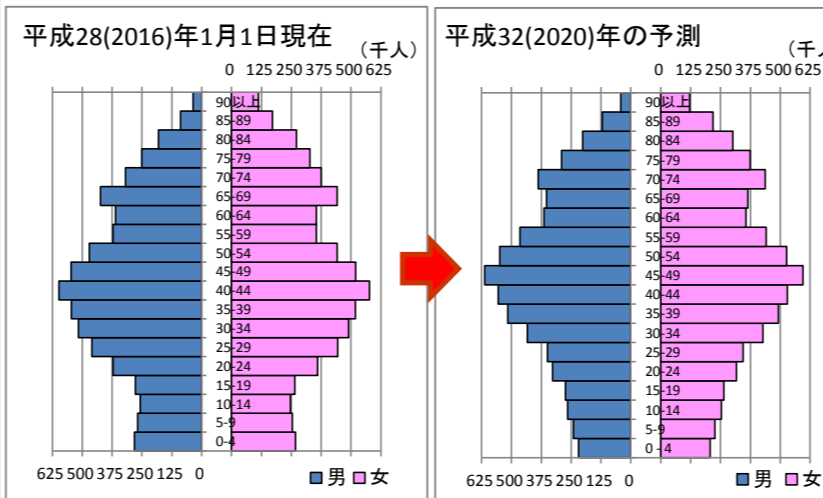
### ○高齢化の進展

- ・東京都の人口総数に占める老年(65歳以上)人口の割合(高齢化率)は、平成28(2016)年1月1日現在で22.4%となっており、既に超高齢社会に突入している。
- ・人口推計では、平成32(2020)年には、高齢化率は24.0%に上ることが予想されている。



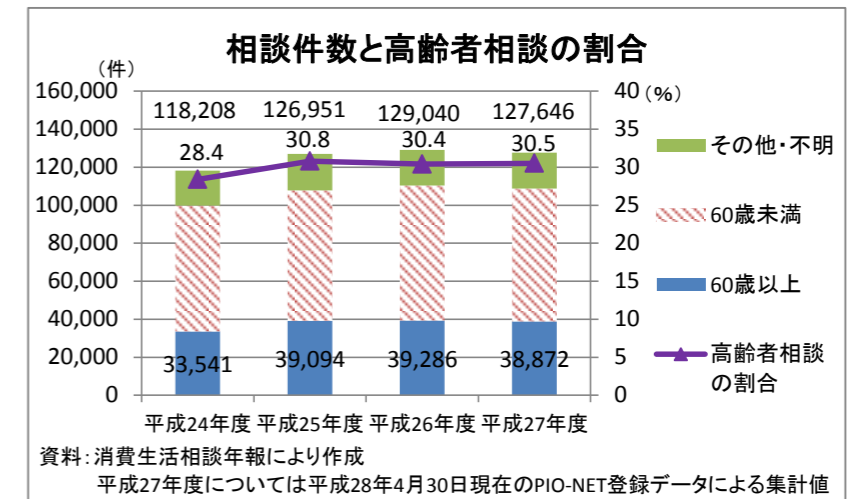
### ○人口構造

- ・都の人口予測では、平成32(2020)年には、45歳から49歳までの人口が約120万人と最も多くなることが予想されている。
- ・老年(65歳以上)世代に限定すると、70歳から74歳までの人口が約83万人と最も多くなることが予想されている。



### ○消費生活相談の状況

- ・都内の消費生活相談件数は、12万件台後半で推移している。
- ・相談件数に占める高齢者(契約当事者が60歳以上)からの相談の割合は、平成25(2013)年度から3年連続で30%を超えている。



### ○東京都に力を入れてほしい取組

- ・「都民の消費生活に関する意識調査」(平成28年3月)では、消費生活問題に対する取組として、東京都に力を入れて欲しいこととして、1位が「悪質事業者の取締りの強化」で49.1%、2位が「消費者被害に関する迅速な情報提供の充実」で43.1%、3位が「消費者教育・啓発の充実」で33.3%という結果だった。

【消費生活問題に対する取組として、東京都に力を入れて欲しいこと】(複数回答)

